

○電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第五十五号）

改正後		改正前	
<p>（あつせんの申請）</p> <p>第四条 電気通事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）<u>第五百四十四条第一項（事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五百五十七條第一項、第五百五十七條の二第一項又は第五百五十七條の三第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>〔2～4 略〕</p> <p>（仲裁の申請）</p> <p>第五条 事業法第五百五十五條第一項（事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）<u>、第五百五十七條第三項、第五百五十七條の二第三項又は第五百五十七條の三第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>〔2～5 略〕</p> <p>（申請の方法）</p> <p>第六条 事業法第五百四十四條第一項（事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）<u>、第五百五十七條第一項、第五百五十七條の二第一項若しくは第五百五十七條の三第一項、電波法第二十七條の三十八第一項若しくは第二項若しくは放送法第四百二十二條第一項のあつせん又は事業法第五百五十五條第一項（事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五百五十七條第三項、第五百五十七條の二第三項若しくは第五百五十七條の三第三項、電波法第二十七條の三十八第四項若しくは放送法第四百二十二條第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長を経由して行うことができる。</u></p> <p>様式第1(第4条第1項関係)</p> <p>あつせん申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>電気通信紛争処理委員会委員長 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)</p> <p>登録年月日又は届出年月日及び登録番号 又は届出番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3</p>	<p>（あつせんの申請）</p> <p>第四条 電気通事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）<u>第五百四十四條第一項（事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五百五十七條第一項又は第五百五十七條の二第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>〔2～4 同上〕</p> <p>（仲裁の申請）</p> <p>第五条 事業法第五百五十五條第一項（事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）<u>、第五百五十七條第三項又は第五百五十七條の二第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>〔2～5 同上〕</p> <p>（申請の方法）</p> <p>第六条 事業法第五百四十四條第一項（事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）<u>、第五百五十七條第一項若しくは第五百五十七條の二第一項、電波法第二十七條の三十八第一項若しくは第二項若しくは放送法第四百二十二條第一項のあつせん又は事業法第五百五十五條第一項（事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五百五十七條第三項若しくは第五百五十七條の二第三項、電波法第二十七條の三十八第四項若しくは放送法第四百二十二條第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長を経由して行うことができる。</u></p> <p>様式第1(第4条第1項関係)</p> <p>あつせん申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>電気通信紛争処理委員会委員長 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)</p> <p>登録年月日又は届出年月日及び登録番号 又は届出番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3</p>		

号に掲げる電気通信事業
を営む者であるときは、記載
を要しない。）

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記
載すること。担当部署等があ
る場合は、当該担当部署名等
を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に關す 不調 のため電気通信事業法(関連条項(注1))
の協議が 不能 の規定により、次のとおりあつてを申請します。

当事者の氏名(法人 にあつては、名称及 び代表者の氏名)及び 住所	
あつてを求め事項	
協議の不調又は不能の 理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項
を記載すること。

協 定 又 は 契 約	関 連 条 項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用 に関する協定	第156条第1項にお いて準用する同法 第154条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項にお いて準用する同法 第154条第1項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締 結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通 信事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務 の提供に関する契約	第157条の2第1項
認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約	第157条の3第1項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4(第5条第1項関係)

申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

号に掲げる電気通信事業
を営む者であるときは、記載
を要しない。）

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載
すること。担当部署等がある
場合は、当該担当部署名等を
記載すること。)

(協定又は契約(注1))に關す 不調 のため電気通信事業法(関連条項(注1))
の協議が 不能 の規定により、次のとおりあつてを申請します。

当事者の氏名(法人 にあつては、名称及 び代表者の氏名)及び 住所	
あつてを求め事項	
協議の不調又は不能の 理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項
を記載すること。

協 定 又 は 契 約	関 連 条 項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用 に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締 結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通 信事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務 の提供に関する契約	第157条の2第1項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4(第5条第1項関係)

申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。)
連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定により、次のとおり仲裁を申請します。)

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
仲裁判断を求める事項(注2)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	
注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。	
協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項において準用する同法第155条第1項
即電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項において準用する同法第155条第1項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。)
連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定により、次のとおり仲裁を申請します。)

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
仲裁判断を求める事項(注2)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	
注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。	
協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
即電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項

2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行つており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあつた場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約	第157条の3第3項
<p>2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。</p> <p>3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。</p>	<p>と。</p> <p>3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	